

令和8年7月10日

第37回水俣市農業委員会

第37回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和8年7月10日
 - 開会 9時30分
 - 閉会 11時09分
- 3 出席委員

農業委員	14名	1番 坂本 隆司 君	8番 西本 和代 君
		2番 竹下 正治 君	9番 戸次 治夫 君
		3番 中村 清治 君	10番 稲田 祐市 君
		4番 金田一充章 君	11番 廣島 康雄 君
		5番 洲上 正嗣 君	12番 前田 仁 君
		6番 寒川 勝 君	13番 山下 隆敏 君
		7番 山内 英明 君	14番 鬼塚 浩三 君
推進委員	13名	15番 宮森 功房 君	23番 松本 公昭 君
		16番 蒔元 政廣 君	24番 森下 義孝 君
		17番 竹本 義幸 君	25番 坂口 新一 君
		18番 嶋田 一成 君	26番 山口 初憲 君
		19番 岡本 成道 君	27番 古里 君廣 君
		20番 中村 幸充 君	28番 山澤 親徳 君
		22番 池田 郁雄 君	
- 4 欠席委員

農業委員	0名
推進委員	1名 21番 鐘ヶ江鼓子 君
- 5 議事日程

第1	議事録署名委員の選出
第2	議題111号 非農地判定について
	議題112号 非農地証明書交付について
	議題113号 農地法第3条の許可申請について
	議題114号 農地法第5条の許可申請について
	議題115号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
	議題116号 農地利用最適化推進委員の候補者について
- 6 農業委員会事務局

局 長	緒方 卓也
次 長	遠山 悦史
主 任	竹下 侑志
主 任	中牟禮 和也
主 任	洲上 静 (欠席)

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第３７回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日の出席の農業委員は、１４名です。 よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、９番、戸次委員、１０番、稲田委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、１３名です。 欠席者は、２１番、鐘ヶ江委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、８番、西本委員にお願いします。
８番委員 (西本和代君)	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局 (遠山悦史君)	報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項（１）合意解約通知について、でございます。 議案書は、１ページから２ページになります。 １件でございます。 貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、規模縮小のため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、２ページをご覧ください。 次に、報告事項（２）農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。 議案書は、３ページから１１ページになります。 新規が７件でございます。 令和８年５月８日の第３５回農業委員会会議で、熊本県農業公社から転借人への農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただき、農業公社へ計画作成を要請した農地になります。 議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和８年６月２２日付けで、熊本県知事が認可いたしました。 場所は、５ページ～１１ページをご覧ください。 以上で、報告事項を終わります。

議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第１１１号、非農地判定について、を議題といたします。 本議題は、令和７年度に実施した利用状況調査において、再生利用が困難と判断した農地について、農地法運用通知により農地に該当しない旨判断を行うもので、調査を終えた８区、１５区、１６区、２１区について、非農地の審議を行うものです。 関係委員の、説明をお願いします。
２番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、２番、竹下委員をお願いします。
２番委員	１３ページをご覧ください。 議題１１１号、非農地判定について、１番から１０番までについて、説明いたします。 全部で１４筆あります。 最終現地確認を、宮森推進委員と共に確認してまいりました。 別冊の、非農地判定についての地図資料を基に説明します。 まず３ページ。 所有者、土地の所在は、記載のとおりです。 現地調査の結果、現在は山林化しており、農地への復旧は難しい状況になっています。 続きまして、４ページをご覧ください。 ここに、１１筆あります。 ここは、クヌギが生えており山林状態です。 ３番は、入って行く道路が、デコボコした道を行かないと行けない所です。 ４番は、下のほうに細く狭い所にあります。 ５番、４筆あります。 中に入って行く道路がありません。 ６番は、５ページをご覧ください。 前は田だったのですが、今は雑木が生えて、竹も生えている状態です。 続きまして、７番。 ６ページをご覧ください。 ここは、河川工事で拡張され、道が無くなってしまい、行けない状態です。 ８番は、４ページに戻ってください。 ここもクヌギがありまして、行くのが困難で、途中は通れない所があります。 ９番は、７ページをご覧ください。 ここも大きな雑木が生えている状態です。 最後に１０番、７ページです。

	また、もうひとつ6番に農地がありまして、それが8ページです。山の奥になり、木が生えている状態です。 以上、私の担当は14筆で、宮森推進委員と現地確認を、4月6日に周りました。 非農地にしても、何ら問題はないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。
9番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、9番、戸次委員にお願いします。
9番委員	議題111号、非農地判定について、議案書14ページの11番から17ページの29番まで、説明いたします。 現地確認を、坂口推進委員と4月6日と8日に行いました。地図と共に説明します。 11番は、12ページにあります。 鍵があって、家が昔建っていた所が山林化したような状況で、ここも同じく山林化にしています。 ほとんどが山林化しておりまして、農地への復元は難しいと坂口委員と話した結果となりまして、ほとんどがこのような状況だと思ってください。 続きまして、12番です。 山の中でわかりませんが、滝の近くです。 次は、地図の14ページをご覧ください。 議案書は、15ページになります。 13番は、所有者は亡くなられて、子供が住んでおられましたが、現在は空き家になっていて、その直ぐ上が山林化していて、復元が難しいとのことです。 22番です。 以前は、みかん等が植えられていましたが、現在は道も無いので、風呂屋から歩いて入るような所です。 ここも山林化していて、復元は不可能となっています。 地図の15ページ、議案書の14番です。 昔、砂防ダムが作られたときに、この道を利用していたらしいですが、現在は途中で無くなっていまして山林化しています。 地図の16ページをお願いします。 議案書は、15番です。 ここも同じく山林化していると見てきました。 地図の17ページをお願いします。 16番ですが、ここは草刈り程度しかできない道しかなく、現在は山林化していて、復元は不可能と判断して参りました。 次が、同じく17ページの番号17番です。 ここは、災害で崩れまして、山林化していて復元は難しいと判断して参りました。

	地図の１８ページをお願いします。 １８番ですが、ここも山林化していて、不可能と見て参りました。 １９番ですが、ここも山林化しています。 同じく１８ページの、議案書は２０番です。 山林化しています。 続きまして、２１番も狭小で山林化していきまして、農地への復元は難しいと判断しています。 ２２番ですが、ここも道も無く、山林化しています。 次は２３番、地図は１９ページをお願いします。 ２４番は、地図の２０ページをご覧ください。 ここも機械等が行く道はありません。 歩いて行くような、作業道ばかりです。 ここにある全部ですね。 ２５番は、２０ページと２１ページをご覧ください。 ここも道が無く、山林化しています。 ２６番、ここも、歩いて行く作業道で機械が通る道がありません。 山林化しています。 ここも復元は不可能と判断しました。 続きまして、２７番。 ここも同じく山林化して、復元は不可能と見てきました。 ２８番は、ここも、殆んど山林化しており、復元は不可能と見てきました。 ２９番は、地図は２３ページをお願いします。 ここも山林化していて、機械が入る道もありませんし、復元は不可能と見て参りました。 以上です。 ２人で現地を見まして、全て復元不可能と判断して参りましたので、御審議、よろしくお願いいたします。
５番委員 (上正嗣君)	はい、議長。
議 長	はい、５番、上委員をお願いします。
５番委員	議題１１１号、非農地判定について、議案書１８ページから２０ページの、番号３０番から４７番までの説明をします。 全部で２１筆あります。 最終現地確認を山口推進委員と確認して参りました。 地図資料の２６ページからの写真で説明します。 ３０番の農地になります ここは、木が入り込んでしまって、農地には不可能と判断してきました。 次、２７ページ、３１番、３２番。 ここは、入って行く道も見当たらず、遠くから見て、完全に木が植わっていました。

	山林になっています。 28ページ、ここは、2筆あります。 33番は、道はありますが、木が入り込んでしまって、山林化しています。 34番は、ここも木が生えていて、完全に山林化しています。 29ページ、茶園がありますが、その奥に、山林化した農地がありました。 入って行けないところです。 35番です。 次に30ページ、36番、37番です。 2筆あります。 ここも、雑木が生えていて、完全に山林化しています。 次、31ページ、38番。 狭いところですが、ここも木が植わっています。 続いて32ページ、4筆あります。 ここは、農地が多くあったんですが、周囲から木が生えてきて、だんだん山林化してきています。 33ページ、3筆の農地です。 ここも山林化及び竹林化しています。 次に、34ページ、3筆あります。 ここも山林化していて、竹藪ですね。 竹林化しています。 続きまして、35ページの農地です。 ここも木が生えてきていて、完全に山林化しています。 最後に、36ページの農地です。 ここも周りから木が生えてきて、山林化しています。 以上で、担当は21筆で、山口推進委員と現地確認を行い、農地の復元が困難で非農地にしても何ら問題ないと判断して参りました。 御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	48番～129番は、私が担当ですので、私から説明します。
1 番委員 (坂本隆司君)	まず、48番から100番までの説明をします。 38ページが、ほとんど道もなく、山林化しています。 39ページが、宝暦櫓が植わっていて、農林水産課で整備をされています。 その周りは荒れていましたが、非農地にはせずに周りは道も無く生い茂っています。 40ページは、下にハウスが2つありますが、ここは私が管理しています。 10年前までは、多くの農家が作られていたんですが、今は3人になって、山林化しています。 ハウスの上は竹が酷くて、ハウスの中にも竹が生えてくるようになり苦勞しています。

	41ページは、39ページの手前になります。 小屋みたいな物がありますが、これが携帯電話のアンテナです。業者が整備に来ていますが、周りには行けないような状況です。 次が、101番、102番です。 非常に荒れている所です。 続いて43ページ。 前回、非農地にしていましたが、今回、残った部分を非農地にしました。 ここは、元々埋め立てで海岸沿いです。 道も無く、崖になっていますので、畑にはできなかったところです。 104番は、ここも、元々は海だったので、高さがあり、下からも上がれないし、上からの道も無いので、山林化しているところです。 44ページが、106番と108番で、非常に荒れている所です。 45ページは、ここも山林化している所で、道も無いです。 猪の巣になっている所です。 続きまして、46ページです。 114番から118番。 47ページは、115番で山林化しています。 次が、119番から129番。 ここも、急傾斜で何も出来ないような所です。 49ページから51ページ、ここも荒れています。 現地調査を、3月16日、17日に確認しました。 非農地にしても何ら問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願いたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
7番委員 (山内英明君)	48番から100番は、昔は何を作っていたんですか。
議 長	櫨の木ですね。 親みたいな櫨の木があつて、農林水産課が綺麗にしています。 今は道がありません。 農業委員会の制度が出来た時、27年に農地改革があつています。 28年に、私達はそれに従って審議をしています。
7番委員	櫨の木を植えていたら、山林じゃないですか。
議 長	いや、櫨の木は生産性がありますから、農地。 櫨の木はお金になりますので、それで判断しています。
7番委員	櫨の木が植わっていたら農地になるんですか。

議 長	実が取れますので。
18番委員 (嶋田一成君)	確認するときに、夏は茂っていて山みたいに見えるんですよ。 でも近くに行ってみれば、櫨なんです。 農地という形になるのか、その判断をつけるのが、直接そこに行かないと分かりません。 そういう苦労がありました。
議 長	ここは、密集農地で、100ha以上生産性がある農地ですので、非農地とかには出来ません。 元々は、櫨を植えて、から芋等を作っていました。 緑ヶ丘から上がってきたところは、綺麗にしていますが、山林のまま畑にしてあるので、農地にはなっていないです。 農地に変えてある所と、山林をそのままにしてあるところがあるので、農地じゃない畑も結構あります。 今櫨の実は、1kg当たり280円とかします。
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第111号、非農地判定について、是非農地として通知してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第111号非農地判定については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。 次に移ります。 議第112号、非農地証明書交付について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
10番委員 (稲田祐市君)	はい、議長。
議 長	はい、10番、稲田委員をお願いします。
10番委員	議第112号、非農地証明書交付について、説明させていただきます。 議案書は、35ページの1番です。 筆数が、1筆。 申請人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。

	地目は、台帳が田、現況は山林となっています。 面積は、393㎡。 場所は、36ページの地図をご覧ください。 現地調査を、7月6日に事務局2名と後日、坂本会長にも調査していただきましたが、37ページ写真を見ると、ご覧のように元は田だったんですが、荒れ放題で大きな大木迄植わっている状態でした。 この状態では、農地の復元は不可能と判断しました。 周辺も非農地にしても何ら問題ないと思われましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
1 番委員	私も現地調査に行ってきました。 下の道から今の説明の所まで、何も作付けされていなく、見事に畑が全然無いような状態です。 一番下に太陽光、道上が太陽光。 田も畑ありません。 そんな状況です。 手の入れようもないような所です。
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第112号、非農地証明書交付について、は証明書を交付することとしてよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第112号、非農地証明書交付について、は農地法第2条第1項の農地には、該当しないため、証明書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第113号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。
1 2 番委員 (前田 仁君)	はい、議長。
議 長	はい、12番、前田委員をお願いします。

1 2 番委員	議案書の 3 9 ページを、お開きください。 議第 1 1 3 号、農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。 譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。 土地の所在につきましても、議案書に記載のとおりです。 地目は台帳、現況共に畑で、面積は 9 6 m²です。 譲受人の状況は、議案書に記載のとおりですが、贈与に依る所有権移転です。 土地利用としましては、茄子等の野菜を栽培するということです。 土地の所在につきましては、下の地図をご覧ください。 7 月 6 日に、行政書士、池田推進委員、私と事務局 2 名で現地調査をしました。 譲渡人と譲受人の関係は、親戚ということです。 譲渡人は、この土地を、相続で取得しておられますが、遠方に住んでいるということで、なかなか管理ができず、日頃の管理や作付け等は、譲受人がされているということから、今回、譲受人が自分の名義にしたいということでした。 譲受人は、農業をした経歴は無いということですが、家庭菜園等で家の周りでしておられるということでした。 近くに住んでいる子供と一緒に管理をするということです。 現在も、野菜を植えられて、しっかりと管理してありました。 譲受人は、家庭菜園だけですが、農業従事日数は 1 5 0 日を超えていると、お聞きしました。 依って、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可基準は満たしておりますので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
1 9 番委員 (岡本成道君)	はい。
議 長	はい。
1 9 番委員	小さな畑ですが、自宅からも車で移動されるということですが、近くなのか、遠いのか。
1 2 番委員	譲受人の方は、市外に住んでいます。 子供が自宅の近くに住んでおられるということで、一緒に家庭菜園を行いたいということです。

7 番委員	構成員の方が近くに住んでいるんでしょう？
1 2 番委員	譲受人の家の近くに住んでおられて、一緒に車に乗って作られるということです。
7 番委員	市外から。
1 2 番委員	譲渡人は、水俣・芦北地域外でなかなか出来ないということで、譲受人がされている状況なんです。 自分の名義に変えたいということでした。
議 長	相続人じゃないと相続できないから。 贈与になれば税金がかかるから、登記上の問題。 譲渡人が、相続権があるので、譲受人に直接渡せば贈与税がかかるので、直接あげることが出来なかったわけです。 贈与だったら何パーセントかかかるでしょ。
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 1 1 3 号、農地法第 3 条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 1 1 3 号、農地法第 3 条の許可申請について、は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第 1 1 4 号、農地法第 5 条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。
2 番委員	はい、議長。
議 長	はい、2 番、竹下委員をお願いします。
2 番委員	4 2 ページ、議第 1 1 4 号、農地法第 5 条の許可申請 1 番について、説明いたします。 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。 土地の所在、地番は記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 現在は、雑種地で草が生えています。 面積は、6 4 7 m ² の内 6 0 0 m ² 。 転用目的は、駐車場で、水俣市内に社宅を建設予定。 会社との往来に新幹線を使用するため、申請地に駐車場を整備したいということです。

	当面は、現況のまま、立木や雑草を伐採したうえで駐車場として利用するが、先々は駐車場建物を建設する計画です。 第3種農地で、概ね300m以内に駅があります。 所有権移転です。 施設概要は、記載のとおりです。 資金計画も記載のとおりです。 申請地は、43ページをご覧ください。 ここを駐車場にしたいということです。 配置図が、44ページにあります。 乗用車等をこのようにして配置して、大型の貨物車を置きたいということです。 市内に社宅を建設したいということなので、こちらに行く為の駐車場になっています。 7月6日に、事務局と譲受人、宮森推進委員と私、そして坂本会長も来て、現地調査を行いました。 周辺は、住宅がありますが、隣接した農地も段下にあります。 駐車場として利用されても、影響はないと思われます。 排水は、自然浸透で、問題発生の場合は、誠実に対応するとの事でした。 この会社は、福岡と熊本の主要駅前に、事務所があるそうです。 社宅に改造するために通われるときに駐車場にするとということです。 いろんな事業をされていて、不動産業、建築土木工事の設計や施工等、いろんな資格を持っておられる方です。 現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、何ら問題はないと判断して参りましたので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
7 番委員	はい。
議 長	はい、7 番。
議 長	面積が647㎡の内の600㎡ですが、あと47㎡は農地のまま残すんですか。
2 番委員	47㎡は、その下の段に農地がありますが、前の譲渡人がそこに行く為の農道に造られていたんです。

	そこの47㎡は転用済ですので、そこは今まで通りに利用するように知らせてあるということです。 一番手前に入り口がありまして、そこが農道に利用されています。そこが47㎡になっています。
7 番委員	それと、雨水は自然浸透となっていますが、600㎡の雨水を自然浸透で大丈夫ですか。 もし問題があれば対応すると言われていましたが、ちゃんと書付を取っているのでしょうか。 雨水が、問題があった場合、譲受人が紳士的に対応するというところで、説明をされていましたが、それは契約書等を書いてあるのでしょうか。
議 長	はい、事務局次長。
事務局	契約書等は出して貰っていませんが、事業計画書の中に、造成中、完成後の被害防除方策という項目があります。 その中に、万一被害が生じた場合は、自分の責任で対応しますということで、して頂いていますので、対応して頂くと。 現地確認の時にも確認しているところです。
議 長	農地から離れても、3年間は管理をして頂くということを守らなければいけないです。 その間に変更があった時には、変更届をしてくださいということを、約束しています。 先程言われた、下が田ですので。 そこに47㎡残してもらったというのは、前向きでいいのかなと。ご理解いただければと思います。 こういう事例もあると思いますので、作道あるときは塞がないようにと指導していかないと、後々、水よりもそちらのほうで揉めますので。 他に、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第114号、農地法第5条の許可申請について、は農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第114号、農地法第5条の許可申請について、は許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第115号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、

	を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局	議第１１５号、令和８年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。 議案書は、４５ページから５３ページまでになります。 毎年、議案としてご説明しているものになります。 それでは、主なものについて、順に、説明させていただきます。 まず、４６ページをご覧ください。 ローマ数字のⅠ「農業委員会の状況」ですが、農林業センサス及び現状を基に記載するようになっております。 １番、農業委員会の現在の体制、及び、２番、農家・農地等の概要につきましては、記載のとおりです。 ４７ページをご覧ください。 ローマ数字Ⅱ最適化活動の目標の１、最適化活動の成果目標、（１）農地の集積、①現状及び課題の表をご覧ください。 管内の農地面積（Ａ）８６３haに対し、担い手等への集積面積は、２２１．６haとなり、集積率は２５．７％となっております。 次に、②目標の表をご覧ください。 まず農地の集積の目標年度ですが、県の農業振興地域整備基本方針に合わせて、令和１２年度を目標年度とし、集積率は、県の基本方針により、７０％を目指すこととされております。 中段の新規集積面積は、７７haとなっておりますが、これは７０％の目標達成のために１年間で新たに集積が必要な面積です。 次に、（２）遊休農地の解消、①現状及び課題ですが、令和７年度末時点の遊休農地面積は１８７haとなっており、うち緑区分は、１１３ha、黄色区分は７４haでした。 ②の目標のアの a、緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和３年度が基準年度となっており、表の２段目、解消目標面積は、２５．２haとなっています。 同じく、b、黄色区分の遊休農地の解消については、関係機関と協議のうえ解消を図るとしています。 なお、イ、新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地は、全て解消するようになっており、その数値は、２０haとなっております。 続いて、４８ページをご覧ください。 （３）新規参入の促進①現状及び課題につきましては、水俣芦北地域１市２町及び県等とプロジェクトチームを作り、新規就農者の相談会等に取り組んでいることで、記載のとおり数の参入者となっております。 ②の目標につきましては、表の２段目、新規参入者への貸付け等

	について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、 2. 2 h a となっています。 次に、2、最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、一人当たりの活動日数は、前年度同様に月10日としています。前年度の実績は、皆様の平均で月8.3日でしたので、今年度も引き続き細かく記録を取っていただき、10日を目指していただきたいと思います。 最適化交付金の追加報酬額の算定にも影響してきますので、よろしくお願いします。 次に、（2）活動強化月間の設定目標と、（3）新規参入相談会への参加目標につきましては、記載のとおりで、前年度と同じ内容となっています。 49ページから53ページは、昨年度の実績でございますが、個別の説明は割愛させていただきますが、一点、53ページをご覧ください。 いちばん最後の推進委員等の点検、評価結果につきましては、各委員個人の、農地集積、遊休農地解消、新規参入のための所有者等から同意を得た面積の達成状況に応じた点数と、月の活動平均に応じた点数を合計した点数により評語が決定されるもので、前回から実績として公表されることとなっておりますので、ご承知おきくださいようお願いいたします。 以上、目標等につきまして説明申し上げました。 なお、この目標等につきましては、事前に熊本県農業会議に確認を行ってもらったうえで、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、公表することとされておりますので、今後、ホームページでの公表を行う予定でございますので、申し添えます。 つきましては、御審議、御承認の程、よろしくお願いします。
議 長	事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。 活動日数の平均は、南関町が多いです。 何故多いかというと、会長さんと話をしたのですが、報酬を上げたいと。 なので、南関町は、全員が最高の報酬を貰っていると。 水俣も報酬を上げるために是非、頑張っていたきたいと思います。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第115号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、は本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)

議 長	御異議もないようですので、議第１１５号、令和８年度最適化活動の目標の設定等について、は本案のとおり決定いたします。 次に移ります。 議第１１６号、農地利用最適化推進委員の候補者について、を議題といたします。 この案件につきましては、７月３日に私と竹下副会長、各区域から広島班長、金田一班長、戸次班長、前田班長、中村班長の７名で選考委員会を開催し、事前に候補者を選定しております。 選考過程、選考内容等について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局	それでは、議第１１６号、農地利用最適化推進委員の候補者について、御説明いたします。 議案書は、５４ページから５８ページまでとなっております。 では、５５ページをご覧ください。 こちらに記載の１４人の中から、１４人を選考いたしました。右から２番目の候補者の欄に“選”と記載されている方が、選考された方となります。 辞退や農業委員に選出された方は、いらっしゃいませんでした。 農業委員に選出された方は、５８ページをご覧ください。 地域別に農業委員の氏名と、それぞれに対応する形で推進委員候補者氏名を対照表としておりますので、ご参考ください。 選考の経過について、ご説明いたします。 先程議長から説明がございましたが、７月３日金曜日１８時３０分から市役所２階会議室におきまして、水俣市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催いたしました。 なお、農地利用最適化推進委員の法的欠格要件である、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者に該当する方は、事務局で本籍地に確認を行った結果、いらっしゃいませんでしたので、法的要件は、全員クリアしていたことをご報告いたします。 ５６ページをご覧ください。 選考委員会におきましては、どのように評価するのかを決定する必要がありますので、まず、農業委員会農地利用最適化推進委員評価要領について審議し、了承されました。 内容について簡単にご説明いたします。 前回、令和５年と同様の方法により評価を行いました。 まず、１番、評価書類等ですが、上から４行目から５行目、推薦書・応募書類のみで評価し、事務局独自の人物評価は行わないとしております。 次に、２番 評価委員会ですが、会長、副会長及び各区域の班長

	により審議いただきました。 次に、3番 評価の方法ですが、まず、(1) 候補者の地域割りの方を実施しています。これは、記載のとおり、農地利用最適化の推進業務につきましては、農業委員も同様に活動を行っていくこととしているため、既に決定している農業委員の地域と重複しないよう地域バランスを、まず、重視しています。 次に、(2) 客観的な評価において点数化を行い、(3) の総合的な評価におきまして、地域バランスを重視しつつ、客観的な評価を踏まえ、合議により総合的に推進委員候補者を選考しております。 客観的な評価につきましては、57ページをご覧ください。 別記1となります。 8項目について、点数化を行っております。 この評価項目や点数の配分等につきましては、評価委員会の中でも、項目の要不要など様々なご意見を頂いています。 次回改選に向けては、概ね1年前には、事前に評価項目や点数配分等について、時間をかけて検討するとしたところです。 なお、前々回(令和2年)までは、これに加え、主観的項目として、人柄や信頼性などの項目がありましたが、なかなか判断に苦慮することから、削除されています。 あらためて58ページをご覧ください。 これらを踏まえまして、御審議いただいた結果、農業委員の地域性に配慮して、推進委員を選考した次第でございます。 なお、各区域定員内の応募であり、市街地地区は、定数4人に対し、4人の応募でした。 袋・月浦区域は、定数3人に対し、3人の応募。 東部区域は、定員3人に対し、3人の応募。 湯出・長崎区域は、定員2人に対し、2人の応募。 久木野区域は、定員2人に対し、2人の応募でした。 定員どおりの応募であり、応募どおりの選考となっています。 農地利用最適化推進委員の候補者についての説明は以上です。 御審議のほど、宜しくお願い致します。
議 長	事務局から説明がありましたとおり、市街地地区：4名、袋・月浦地区：3名、東部地区：3名、湯出・長崎地区：2名、久木野地区：2名の農地利用最適化推進委員候補者を選考しましたが、候補者について、これより審議に入りたいと思います。 当該候補者について、何か御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第116号、農地利用最適化推進委員の候補者について、は本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)

議 長	御異議もないようですので、議第 1 1 6 号、農地利用最適化推進委員の候補者について、は本案のとおり決定いたします。 なお、候補者については、7 月 2 1 日の第 1 回会議において、新たな農業委員会が委嘱するということになりますので、申し添えます。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第 3 7 回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。
-----	---

水俣市農業委員会会議規則第 7 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員